

別紙

## 重要事項説明書

当事業者は入居者に対して介護福祉施設サービスを提供します。契約を締結する前に、施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項、諸規則等を次のとおり、説明します。

### 1 事業者

法 人 名	社会福祉法人 にいがた美咲福祉会
所 在 地	新潟市中央区美咲町1丁目 23番 43号
代 表 者 氏 名	理事長 渡 部 透

### 2 施設の概要と説明

施 設 名	特別養護老人ホーム 美咲の里		
所 在 地	新潟市中央区美咲町1丁目 23番 43号		
施 設 の 連 絡 先	電話 025-288-5221 FAX 025-283-2777		
指 定 年 月 日	平成 24年 12月 1日(事業所番号 1570111243 )		
利 用 定 員	59名( 居室の定員 ユニット型個室1名 )		
事 業 の 種 類	介護老人福祉施設(ユニット型)		
事 業 の 目 的	<p>1 事業者は、介護保険法並びにその他の関係する法令及び入居者との契約書に従い、施設サービスを提供します。</p> <p>2 事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、在宅生活への復帰を念頭に、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>3 事業者は、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>		
施 設 の 概 要	建物	敷地	4, 108. 54m <sup>2</sup>
		延べ床面積	5, 294. 03m <sup>2</sup>
		構造	鉄筋コンクリート造 3階建
		居室	ユニット型個室(40室)
			10.70 m <sup>2</sup> 以上
		共同生活室	54.13 m <sup>2</sup>
		浴室	2F
		医務室	1F
		機能訓練室	123. 01 m <sup>2</sup>
協 力 医 療 機 関	名称	新潟南病院	
	診療科目	【内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・整形外科・神経内科・リハビリテーション科・皮膚科・泌尿器科・歯科】	

介護設備等	①送迎車両	ハイエース、ラクティス、アトレー	
	②移動用車イス	普通車イス、リクライニング式車イス	
	③歩行補助具	歩行器	
	④居室ベッド	電動式介護用ベッド	
	⑤ベッド柵	差し込み式ベッド柵、L字式柵等	
	⑥ベッドクッション	低反発マット	
	⑦転倒予防機器	センサーマット、転倒予防クッション	
	⑧居室トイレ	ポータブルトイレ	
	⑨入浴機器	家庭浴槽、一般浴槽、座位式特殊浴槽、臥床式特殊浴槽	
	ご自宅で使い慣れた介護用品がありましたら、ご持参してもかまいません。 又、他に必要なものがございましたら、事前にご相談の上、ご持参ください。		
非常災害設備	消防訓練	年2回	
	近隣との協力体制	美咲地区と協力を結び、非常時の相互の応援を確認している	
	非常災害設備	スプリンクラー	防火扉
		避難すべり台	防煙垂れ壁
		自動火災報知機	非常通報装置
		誘導灯・誘導標識	漏電遮断器
		ガス漏れ警報装置	屋内消火栓
	自家発電設備、非常用電源		
サービス営業日	年中無休		
相談受付時間	8:30～17:30		
相談対応者	管理者		

### 3 提供するサービスの内容

#### (1) 提供するサービス内容と対象者

サービス内容	対象者
介護福祉施設サービス	要介護度1から要介護度5の方が対象となります。

#### (2) 介護方針

入居者の心身の状況を踏まえ、施設内の介護支援専門員の作成する「施設サービス計画」に従い、居宅における生活への復帰を念頭に、介護福祉施設サービスを提供します。

#### (3) 提供するサービスの内容

事業者が提供するサービス内容は、指定介護福祉施設サービスです。

指定介護福祉施設サービスとは、施設(特別養護老人ホーム 美咲の里)に入居していただき、施設サービス計画に基づいて食事・入浴・排泄その他の日常生活全般の介護サービス、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを提供するものです。

\*生活系の福祉サービスが中心となりますので、常時の医療行為等が必要な場合は、対象外となる場合もあります。

## ①介護保険の対象となるサービス

サービス内 容	サービス内容
施設サービス 計画書の作成	担当の介護支援専門員が、入居者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、入居者がその有する能力に応じ人間的で自立した日常生活が営むことができるよう、事業所の他の従業者と協議の上、施設サービス計画書を作成したうえで施設サービスを提供します。
介護サービス	<p>主な介護サービスは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事時の見守りと介助を行います</li> <li>・入浴時の見守りと介助を行います</li> <li>・排泄時の見守りと介助を行います</li> <li>・口腔内の清潔と機能を維持するため口腔ケア及び機能訓練を行います</li> <li>・その他、日常生活において、必要な介護サービスを提供します</li> </ul> <p>*具体的なサービス内容は以下を参照してください</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に健康チェックを実施します</li> <li>・医師の指示のもと、服薬管理・処置等を実施します</li> <li>・緊急時は主治医の指示に従い協力医療病院へと責任を持って引き継ぎます</li> </ul> <p>*医療機関ではないため、専門的な医療行為は実施できません</p>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の栄養ケア計画書を作成し、入居者の栄養状態に合った食事を提供します</li> <li>・食事時間は以下のとおりです 朝食(8:00～9:00)、昼食(12:00～13:00)、夕食(18:00～19:00)</li> <li>・苦手な食品・アレルギー等に対しては個別に対応します</li> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、入居者の身体状況にあった食事を提供します</li> <li>・体調不良等により離床することが困難な場合は、食事の時間以外でも、適温の食事を提供できるように配慮します</li> </ul>
入浴サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体状況に合わせた入浴サービスを提供します</li> <li>・年間を通じて週2回以上の入浴を行います</li> </ul>
排泄サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の身体状況に応じた排泄介助を行います</li> <li>・自立支援に向けてできることは、ご自分でしていただけるよう働きかけを行います</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作訓練を中心とした機能訓練を提供します</li> <li>・個別の機能訓練計画書を作成し、個別の機能訓練を実施します</li> </ul>
余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の方が生きがいをもって生活することができるよう余暇活動を提供します</li> <li>・定期的に集団レクリエーション等を開催します</li> <li>・その他、適宜に外出行事等を行います</li> </ul>
離床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりを予防するため、毎日の離床に配慮し、支援を行います</li> </ul>
着替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のリズムを考慮し、着替えの支援を行います</li> </ul>
整容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の人格を尊重し、適切な整容が行われるように支援を行います</li> </ul>
寝具の消毒・交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に実施します</li> </ul>
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に実施します</li> </ul>
相談助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の生活について担当者が相談助言を行います</li> </ul>

\*当施設では、介護保険法に規定された範囲内でのサービス提供を行います。

利用者が希望する個別的なサービスについては、施設の可能な範囲内での提供となります。

詳細につきましては、担当の生活相談員にご相談ください。

## ②介護保険の対象とならないサービス

各種サービス	サービス内容
居室の提供	・1人1室のユニット型個室を提供します
食事の提供	・入居者の身体状況にあつた食事を提供します
理容・美容	・定期的に理容師の出張サービスを利用できます
日用品の購入	・入居者の希望により、必要に応じて日用品を購入できます
その他	・ここに定めのないものについては、あらかじめ入居者及び身元引受人の方に説明し、了解を得たものについて、負担いただく場合があります

\*介護保険の対象とならないサービス費に関しては、入居費負担金の請求時に、その他日常生活費とし、請求します。

## 4 職員の配置状況

### (1)職員の配置

当施設は、入居者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

なお、要員については、指定基準を遵守します。

職種	資格	配置人員
管理者	社会福祉施設長資格認定講習課程修了	1人(兼務)
医師		1人以上(非常勤、兼務)
看護職員	看護師、准看護師	2人以上
介護職員	介護福祉士等	24人以上(夜勤介護職員兼務)
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事	1人以上
機能訓練指導員	理学療法士等	1人(兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員	1人(兼務)
管理栄養士	管理栄養士	1人(兼務)
夜勤介護職員	介護福祉士等	2人(常時)

### (2)配置職員の業務内容

職種	業務内容
医師	身体の診療及び診察を担当します
看護職員	健康管理及び療養上の管理を担当します
介護職員	日常生活全般における介護等を担当します
生活相談員	施設での生活全般に関する相談等を担当します
機能訓練指導員	機能訓練の指導を担当します
介護支援専門員	施設における介護計画(施設サービス計画)の作成を担当します
管理栄養士	食事に関する栄養管理及び指導等を担当します

### (3)主な職種の勤務体制

職種	勤務時間
医師	10:00～12:00(原則として月～木曜日、従来型と兼務)

職種	勤務時間
看護職員	標準的な職員配置 早番 7:30～16:30 / 日勤 8:30～17:30 / 遅番 9:30～18:30 ＊以降は、自宅待機の看護師が対応します。
介護職員	標準的な職員配置 早番 7:00～16:00 / 遅番 10:00～19:00 準夜 13:00～22:00 / 深夜 21:50～7:10
生活相談員	8:30～17:30
機能訓練指導員	8:30～17:30(従来型と兼務)
介護支援専門員	8:30～17:30(従来型と兼務)
管理栄養士	8:30～17:30(従来型と兼務)

## (4) 相談・連絡・苦情等

①相談や連絡・苦情等がある場合は、以下の専用窓口で受け付けます。(本契約書 22 条参照)

相談受付窓口(担当者)	施設長	連絡先	電話:025-288-5221
受付日	月～金曜日(祝日を除く)	時間	8:30～17:30

※施設長不在の時は、管理課長が対応します。

## 5 当施設のサービス利用料金

## (1) 介護保険の対象となるサービス費(介護保険適用時の自己負担額)

このサービスを利用するに当たり入居者が負担する料金は次のとおりです。

\*「施設サービス費」と「各種加算」の1月あたりの合計単位数に地域区分単価数(10.14 円)を乗じ介護保険負担割合証に定められた利用者負担割合に応じた金額をご負担頂きます。

## ①基本料金(介護サービス費:ユニット型介護福祉施設サービス費)

区分	介護保険適用時の自己負担額	
	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり
	ユニット型個室	ユニット型個室
要介護1	670 単位	20,100 単位
要介護2	740 単位	22,200 単位
要介護3	815 単位	24,450 単位
要介護4	886 単位	26,580 単位
要介護5	955 単位	28,650 単位

## ②各種加算 (以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。)

区分	1日あたり単位数	加算内容
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位	要介護4又は5の入居者や認知症の入居者等の割合が一定の率以上になった場合
個別機能訓練加算Ⅰ	12 単位	個別の機能訓練計画書を作成して、日常生活動作訓練を中心としたリハビリを実施した場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位	上記に加え、科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック機能の活用を行った場合
看護体制加算(Ⅰ)□	4 単位	常勤の看護師を1名以上配置した場合

区分	1日あたり単位数	加算内容
看護体制加算(Ⅱ)□	8 単位	看護職員と 24 時間連絡できる体制を確保し、常勤換算で定められている人数の看護職員を配置している場合。
初期加算	30 単位	・入所日から 30 日間に加算 ・30 日を越える入院後に再入居の場合も同様
外泊時費用 (入院時含む)	246 単位	病院等で入院した場合や居宅へ外泊した場合は、6 日/月を限度に所定単位数に代えて加算 ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は加算されない
安全対策体制加算	20 単位	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること（入所時に1回）
療養食加算	1 食 あたり 6 単位	厚生労働省が定める療養食を提供した場合に1食1回として加算（1日3食を限度）
経口維持加算 I	1 月 あたり 400 単位	①経口により食事を摂取し、誤嚥が認められる方に対して、経口による継続的な食事の摂取を進めるために栄養管理を行った場合に加算
経口維持加算 II	1 月 あたり 100 単位	②医師、歯科医師、言語聴覚士等が加わって、経口による食事の摂取を支援している場合に加算
口腔衛生管理加算 I	1 月 あたり 90 単位	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算 II	1 月 あたり 110 単位	上記に加え、科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック機能の活用を行った場合
再入所時栄養連携加算	1 月 あたり 200 単位	入居者が入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が入院先の病院の管理栄養士と連携して、退院後の栄養管理に関する調整を行なった場合に加算
経口移行加算	28 単位	経管栄養による食事を摂取される方を対象に経口での食事を摂取できるように計画、支援を行なった場合に加算
外泊時 在宅サービス利用費用	560 単位	居宅に外泊する際、ケアマネジャーから食事、排せつ支援等のアドバイスを受け、なおかつ在宅サービスを利用した場合は 6 日/月限度として加算 ただし、外泊の初日または最終日は算定されません
常勤専従医師配置	25 単位	常勤の医師を配置して、入居者の健康管理を行います。
排せつ支援加算	1 月 あたり 100 単位	排せつに介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき計画的に支援した場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位	介護福祉士の資格を持った介護職員を 60% 以上配置するか勤続 10 年以上の介護福祉士を 35% 以上配置
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位	介護福祉士の資格を持った介護職員を 60% 以上配置
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位	以下のいずれかの場合、①介護福祉士 50% 以上②常勤職員 75% 以上③勤続 7 年以上 30% 以上

区分	1日あたり単位数	加算内容
褥瘡マネジメント加算	1月あたり 10 単位	褥瘡発生を予防するため褥瘡の発生と関連の強い項目について定期的な評価を行い、その結果に基づき計画的に管理した介護を実施した場合
夜勤職員配置加算Ⅱイ	27 単位	夜間帯において基準以上の職員を配置して介護を提供した場合
夜勤職員配置加算IVイ	33 単位	夜間帯において基準以上の職員を配置し、かつ、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月あたり 40 単位	入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報)を、厚生労働省に提出していること
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月あたり 50 単位	上記に加え、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること
ADL維持等加算Ⅰ	1月あたり 30 単位	利用者全員について利用開始月と6月目にBarthellIndexを適切に評価し厚生労働省に提出していること
ADL維持等加算Ⅱ	1月あたり 60 単位	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、多職種が共同し支援計画を策定し、定期的に見直していること。合わせて、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
自立支援促進加算	1月あたり 280 単位	リハビリテーションを実施している医療提供施設等の理学療法士等や医師からの助言を受ける体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月あたり 100 単位	上記の理学療法士等や医師が訪問して行う場合に算定
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月あたり 200 単位	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方にサービスを提供した場合に7日/月を限度として加算
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	認知症介護研修を修了した職員を配置した場合に加算
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位	認知症介護指導者を配置した場合に加算
若年性認知症入所者受入加算	12 単位	若年性認知症と診断された方で、施設へと入居し計画書のもと個別のサービスを提供した場合に加算
退所前連携加算	1回 500 単位	退所時に家族等に相談援助を行った場合に加算 退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合加算
在宅復帰支援機能加算	10 単位	退去後も在宅生活を継続させるための相談支援を行った場合に加算
在宅・入所相互利用加算	40 単位	在宅生活と施設サービスを計画的に実施した場合に加算
退所前後訪問相談援助加算	1回 460 単位	退所後の生活について、家族等に相談援助を行った場合に加算
退所時栄養情報連携加算	1月あたり 70 単位	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、1回/月を限度として当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合

区分	1日あたり単位数	加算内容
看取り介護加算(Ⅰ)	① 72 単位	24時間の看護体制を確保し、終末期における看取り介護を実施した場合に加算(死亡日45日前~31日前)
	② 144 単位	同(死亡日30日前~4日前)
	③ 680 単位	同(死亡日前々日、前日)
	④ 1280 単位	同(死亡日)
看取り介護加算(Ⅱ)	① 72 単位	配置医師と協力医療機関の医師が連携して24時間対応できる体制を確保し、終末期における看取り介護を実施し、施設で永眠された場合に加算(死亡日45日前~31日前)
	② 144 単位	同(死亡日30日前~4日前)
	③ 780 単位	同(死亡日前々日、前日)
	④ 1580 単位	同(死亡日)
協力医療機関連携加算(1)	1月あたり 50 単位	相談・診療を行う態勢を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 令和6年度に限り100単位を算定
協力医療機関連携加算(2)	1月あたり 5 単位	(1)以外の協力医療機関と連携している場合
特別通院送迎加算	1月あたり 594 単位	透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合
退所時情報提供加算	250 単位	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者1人につき1回に限り入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1月あたり 150 単位	(1)施設入所者の総数のうち、日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 (2)認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は専門的なプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる (3)対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の症状の予防等に資するチームケアを実施 (4)認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1月あたり 120 単位	上記の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の症状に対応するチームを組んでいる
介護職員処遇改善加算(1)	それぞれの方により異なります。	基本介護サービス費の他に各種加算を加えた合計額×14.0%で換算

区分	1日あたり単位数	加算内容
新興感染症等施設療養費	240 単位	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定

- \*介護保険のサービス費に変更があった場合、変更額にあわせて、利用者の負担額を変更することがあります。また、このような場合には、事前にその負担額を通知します。
- \*各種加算については、職員の配置等により、変更する場合もあります。このような場合においても、事前にその負担額を通知します。
- \*入居者の方に介護保険料の未納がある場合、給付割合が変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更することができます。
- \*施設医により死亡確認がされた場合、死亡診断書作成料として3,500円を請求いたします。
- \*上記以外の書類作成について、作成に時間を要する書類及び作成が困難とされる書類は、1,500円を請求する場合があります。書類作成料は、施設利用料と共に請求させていただきますが、場合により現金での納金をお願いする事もございます。
- \*看取り介護加算は、死亡月にまとめて算定されるため、入院・退所等の翌月に亡くなった場合に前月分の看取り介護加算に係る自己負担額の請求をさせていただく場合がございます。
- \*看取り期において施設を退所された場合でも施設は継続して利用者の家族への支援や医療機関に対する情報提供を行い、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認させていただく事がございます。

## (2) 日常生活に係るサービス料金

\*介護保険の給付対象とならないサービス料金ですが、介護保険負担限度額認定証が適用されます。

### ①【食事提供に要する費用(食材料費及び調理費)】

食事提供に 要する費用	月額 30日あたり	利用者負担段階			
		第4段階	第3段階 ① / ②	第2段階	第1段階
ユニット型 個室	59,700円	1日 1,990円	1日 ①650円 / ②1,360円	1日 390円	1日 300円

\*社会情勢等やむ得ない事由がある場合、食費を変更する場合があります。このような場合には、事前に文書により同意を得ることとします。

### ②【居住費】

居住に 要する費用	月額 30日あたり	利用者負担段階			
		第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
ユニット型 個室	84,750円	1日 2,825円	1日 1,370円	1日 880円	1日 880円

\*社会情勢等やむ得ない事由がある場合、居住費を変更する場合があります。このような場合には、事前に文書により同意を得ることとします。

なお、食費・居住費に関して、介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は、通常(第4段階)の利用料金を頂戴します。

## (3) その他の日常生活に要する諸費用

日常生活に要する諸費用につきましては、別途ご負担いただきます。

各種項目	利用料金
1 健康管理費(インフルエンザ予防接種代など)	実費
医療機関等へ医療情報を提供する場合の文書料	実費
施設内の医務室又は協力医療機関の医療費	自己負担額 実費
2 理美容費	実費
①カット	1,800円
②カット・顔そり	1,900円
③顔そり(男性)	1,000円
④顔そり(女性)	1,200円
3 特別な食事 (特別に用意する食費・外食費・おやつ代等)	実費
4 入居者の希望により日常生活上必要となる諸経費	実費
5 私物のクリーニング代(施設で洗濯できない場合)	実費
6 ご希望で新聞・雑誌等を個人で利用した場合 (外注納入が可能な物)	実費
7 お持込のテレビ等の電気料 ※持込みの場合は、使用の有無に関わらず料金がかかります。	1日あたり30円
8 口座引落手数料	実費

## (4) 利用料金のお支払方法

サービスの利用者負担金については、1か月ごとに計算し、サービスを利用した月の翌々月(2か月後)の20日以降に、請求しますので、請求書送付月の月末までに指定の支払い方法でお支払いただきます。お支払いはできる限り、口座引き落とし又は口座振り込みでお願いします。

## 6 施設入居中の医療の提供について

- (1) 施設入居中に入居者の健康状態に急激な変化が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに施設の配置医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急入院など必要な医療措置が受けられるようにします。緊急時の対応については、別紙説明同意書のとおりとします。
- 施設の協力医療機関は以下のとおりです。

協力医療機関名	医療法人 恒仁会 新潟南病院
住所	新潟市中央区鳥屋野 2007番地6
電話番号	025-284-2511
診療科目	内科、小児科、外科、産婦人科、眼科、整形外科、神経内科 リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、歯科

- (2) その他、施設において実施する医療行為は、以下のとおりです。

なお、当施設の提供するサービスは介護福祉施設サービスですので、病院等で実施する専門的な医療行為は実施していません。

- ①定期的な健康管理及び服薬管理
- ②日常生活を営む上の健康に関する助言・指導
- ③介護老人福祉施設において実施可能な医療行為及び処置

## 7 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 介護福祉施設においては、大勢の入居者の方が生活されています。他の方の迷惑にならないように注意願います。また、施設の諸規則は安全を確保するためのものでありますのでお守りください。  
くわしくは、別紙「サービスの利用に関する留意事項」のとおりです。  
なお、これらの項目に関して、再三にわたって違反する場合は、本契約書第11条1項(11)の規定により、契約の解約もしくは、サービスを中止する場合があります。
- (2) 施設の退居を希望される場合は、できるだけ早めに生活相談員にご相談ください。  
退居後の生活について、ご相談がありましたらお受けします。

上記の重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

名 前

(身元引受人)

住 所

名 前

(連帯保証人)

住 所

名 前

(事業者)

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目 23番43号

事業者名 社会福祉法人 にいがた美咲福祉会

代表者 施設長 小林 裕芳

説明者 ( )